

公的弁護制度について（２）

（注）本ペーパーは、事務局において、これまでの本検討会における議論を踏まえ、今後の具体的な制度設計に向けた議論のたたき台とするために作成したものであるが、ここに記載されていない案を議論の対象とすることを否定するものではない。

第 6 公的弁護制度の担い手である弁護士の確保方策

1 常勤弁護士及び契約弁護士等の位置付け

A 案 常勤弁護士を中核と位置付け、契約弁護士を補完的な位置付けとし、一般の弁護士を更にその補完的な位置付けとするものとする。

B 案 一般の弁護士を中核と位置付け、常勤弁護士及び契約弁護士を補完的な位置付けとするものとする。

C 案 常勤弁護士、契約弁護士及び一般の弁護士について、いずれが中核か補完かという位置付けは行わず、情勢に応じて、常勤弁護士及び契約弁護士の規模を考えるものとする。

2 常勤弁護士

運営主体において、弁護士を雇用し（雇用に準ずる場合を含む。）、常勤弁護士として確保するものとする。

(1) 給与と公的弁護の報酬との関係

常勤弁護士は、運営主体から給与を受け取るが、公的弁護を担当した場合、事件ごとの報酬は受け取らないものとする。

(2) 公的弁護以外の業務

3 契約弁護士（弁護士法人を含む。）

運営主体において、弁護士又は弁護士法人と契約（雇用及びこれに準ずる契約を除く。）を締結し、契約弁護士として確保するものとする。

(1) 受任が義務付けられる事件

A 案 契約弁護士は、公的弁護について、一定数の事件を受任するもの

資料 4 - 3

とする。

B案 契約弁護士は、公的弁護について、一定の業務量に相当する事件を受任するものとする。

C案 契約弁護士は、特異重大事件の公的弁護を担当するものとする。

(2) 契約金

契約金額（事件の受任を義務付けることの対価）の算定方法及び公的弁護の報酬との関係について、どのように考えるか。

4 常勤弁護士及び契約弁護士の確保方法

常勤弁護士の採用及び契約弁護士との契約は、弁護士会の推薦に基づいて行うものとするか。

5 その他の確保方策

6 弁護人として裁判所に選任される弁護士の推薦又は連絡

A案 弁護人として裁判所に選任される弁護士の推薦については、運用にゆだねるものとする。

B案 弁護人として裁判所に選任される弁護士の推薦又は連絡の仕組みを法律に定めるものとする。

B - 1案 弁護人として裁判所に選任される弁護士の推薦又は連絡は、運営主体が行うものとする。

B - 2案 弁護人として裁判所に選任される弁護士の推薦又は連絡は、弁護士会が行うものとする。

第7 公的弁護制度下での弁護報酬の算定・支払

1 捜査段階の報酬の算定方法

A案 弁護活動報告書等に基づき、一定の基準（弁護活動の内容、要した時間等）により算定するものとする。

B案 あらかじめ数段階の報酬額を定めた上、一定の基準（弁護人であった期間、接見回数等）により支払うべき報酬額を選択するものとする。

C案 定額とする。

2 公判段階の報酬の算定方法

資料 4 - 3

A案 弁護活動報告書等に基づき，一定の基準（弁護活動の内容，要した時間等）により算定するものとする。

B案 弁護人の報告とともに，裁判所からの公判活動の結果報告も求めて，一定の基準（弁護活動の内容，要した時間等）により算定するものとする。

C案 公判に表れた弁護活動を踏まえて，一定の基準により算定するものとする。

3 報酬の算定・支払主体

A案 裁判所が報酬を算定し，支払うものとする。

B案 運営主体が報酬を算定し，支払うものとする。

4 報酬基準の在り方

具体的な報酬基準の在り方について，どのように考えるか。

5 不服申立て

報酬算定に対する不服申立手続を設けることについて，どのように考えるか。

6 常勤弁護士及び契約弁護士が公的弁護を担当した場合の報酬

裁判所が報酬を算定し，支払うものとする場合において，常勤弁護士及び契約弁護士が公的弁護を担当したとき，裁判所から運営主体に対し，事件ごとの報酬が支払われるものとするか。

第8 弁護費用の回収

1 弁護費用の回収の仕組み

A案 現行どおり，裁判所が弁護費用も訴訟費用の一部として負担を命じ，検察官が徴収するものとする。

B案 弁護費用を訴訟費用から外し，運営主体において，回収するものとする。

2 捜査段階の弁護費用の負担

(1) 起訴された場合

資料 4 - 3

刑の言渡しがなされた場合，捜査段階の弁護費用は，資力に応じて被告人に負担させるものとする。刑の言渡しがなされなかった場合にも，被告人の責めに帰すべき事由によって生じた費用は，被告人に負担させることができるものとする。

(2) 起訴されなかった場合

A案 被疑者に負担させないものとする。ただし，被疑者の責めに帰すべき事由によって生じた費用は被疑者に負担させることができるものとする。

B案 起訴猶予を理由として起訴されなかった場合や被疑者の責めに帰すべき事由が認められる場合には，被疑者に負担させることができるものとする。

(3) 少年事件の場合

被疑者が少年で，事件が家裁に送致され，検察官送致決定以外の決定で終局した場合，捜査段階の弁護費用を負担させることができるものとするか。

(4) 告訴人等の費用負担

告訴，告発又は請求がなされた事件について起訴がなされなかった場合における弁護費用の負担について，どのように考えるか。

3 常勤弁護士及び契約弁護士が公的弁護を担当した場合の弁護費用の負担

常勤弁護士及び契約弁護士が公的弁護を担当した場合に，事件ごとの報酬が支払われないとき，事件ごとの報酬に相当する金額を負担させるものとするか。

4 弁護費用回収の実効化

弁護費用の回収を実効化するための方策について，どのように考えるか。

第9 公的弁護制度下での弁護活動の在り方

1 弁護活動の自主性・独立性の確保方策

主務官庁及び運営主体に個別弁護活動への指揮権がない旨の規定や常勤弁護士の身分保障規定などを定めることについて，どのように考えるか。

2 弁護活動の水準・適正の確保方策

(1) 運営主体によるルールの策定

運営主体において、弁護活動のルールを定めることについて、どのように考えるか。

(2) 運営主体による違法・不当な弁護活動への対応

弁護人として裁判所に選任された弁護士が違法・不当な弁護活動を行った場合、運営主体において、何らかの措置を講ずることについて、どのように考えるか。

(3) 運営主体による刑事弁護全体の質の向上への取組

運営主体において、刑事弁護に関して積極的にノウハウや情報を集積し、これを還元することにより、刑事弁護全体の質の向上に寄与することについて、どのように考えるか。

(4) 推薦、連絡又は選任の欠格事由

弁護人として裁判所に選任される弁護士の推薦、連絡又は選任に関し、その欠格事由を設けることについて、どのように考えるか。

第 10 運営主体の在り方

1 組織形態

A案 独立行政委員会を運営主体とする。

B案 国法上の裁判所を運営主体とする。

C案 国法上の裁判所に付設された独立機関を運営主体とし、指定法人に事務を担わせる。

D案 特定独立行政法人以外の独立行政法人（いわゆる非公務員型の独立行政法人）を運営主体とする。

E案 指定法人を運営主体とする。

2 意思決定機関

運営主体に、一定の事項について意思決定を行う、有識者等から成る機関を設けることについて、どのように考えるか。また、同機関を設ける場

資料 4 - 3

合，どのような事項について，意思決定を行うものとするか。

3 業務内容

運営主体は，公的弁護以外の業務を取り扱うものとするか。